

平成 29 年 1 月 30 日

各 位

株 式 会 社 ア ク ロ デ ィ ア
 代 表 取 締 役 社 長 堤 純 也
 (コード番号：3823 東証マザーズ)
 問 合 せ 先： 取 締 役 副 社 長 國 吉 芳 夫
 電 話 番 号： (0 3) 5 7 9 3 - 1 3 0 0

第三者割当により発行される新株式及び第8回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 30 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」という。）及び第 8 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<新株式発行の概要>

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 2 月 15 日
(2) 発 行 新 株 式 数	1,127,900 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 266 円
(4) 調 達 資 金 の 額	300,021,400 円 (注)
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当ての方法による。 割当予定先： 田邊 勝己氏 1,127,900 株
(6) そ の 他	①当社は、割当予定先との間で金融商品取引法に基づく届け出の効力発生後に、本新株式に係る株式買取契約を締結する予定です。 ②本新株式の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(注) 資金調達の額は、本新株の払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

<新株予約権に係る募集の概要>

(1) 割 当 日	平成 29 年 2 月 15 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	28,656 個
(3) 発 行 価 額	274 円 (本新株予約権 1 個当たり 2.74 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	2,865,600 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
(5) 資 金 調 達 の 額	770,101,344 円 (差引手取概算額 766,642,634 円) (内訳) 新株予約権発行分 7,851,744 円 新株予約権行使分 762,249,600 円
(6) 行 使 価 額	1 株あたり 266 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当ての方式による。 割当予定先： 田邊 勝己氏 2,865,600 株
(8) そ の 他	①当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普

	<p>通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 180% (479 円 (行使価額 266 円×180%)) を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日 (以下、「取得日」という。) の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個当たり 274 円の価額 (対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。) で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p> <p>②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>③当社は、割当予定先との間で金融商品取引法に基づく届け出の効力発生後に、本新株予約権に係る株式買取契約を締結する予定です。</p> <p>④本新株予約権の発行は、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。</p>
--	--

2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達のための目的及び理由

当社グループは、インターネット技術を生かしたスマートフォン向けサービスを実現する基盤技術 (プラットフォーム) の提供やコンテンツサービス (スマートフォン向けアプリやソーシャルゲームの提供) を主な事業とし、第 4 次産業革命とも言われる IoT※1 関連技術の中長期的な市場成長を見込みインターホン向け IoT システムや今後インターネット配信が中心となってくる動画関連サービス、また子会社が行うインターネット社会に不可欠なセキュリティ関連事業等を展開し、インターネット関連事業を中心に安定的な収益確保と中長期的な成長に向けた事業基盤の確立を図っております。

しかしながら、当社は、継続して純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在し、早期の黒字化に向け抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。

当社連結の現金及び現金同等物の第 1 四半期末 (平成 28 年 11 月 30 日) 残高は前期末から 106 百万円減少し 27 百万円となっており、役員報酬、業務委託費をはじめとした販売管理費のリストラ策の実施により、経費の削減をさらに進めておりますが、当社の通常の営業活動において平成 29 年 1 月までに不足する運転資金は 200 百万円程度となっており、160 百万円については平成 28 年 11 月及び 12 月に借入済みであり、40 百万円については平成 29 年 1 月に借入れ予定ですが、返済のための資金調達が必要な状況です。

このため、資金を早期に確保し借入金の返済を進め財務を改善することが必要であるとともに、さらなる事業拡大を図るためシナジー効果の見込める新たな事業の取得を進め、市場において確固としたシェアを獲得していくことが必要であると考えております。

このような背景の下、当社は、平成 28 年 11 月から割当予定先との相談を開始し、資金調達について協議を重ねる中で、増資を引き受けて頂くことを前提とし返済期限の定めのない短期的な当社の運転資金の借入れ先として i・コンサルティング株式会社 (群馬県吾妻郡東吾妻町大字岡崎 1301 番地、代表取締役 田島 保、以下、「i・コンサルティング」という。)、及び株式会社アド・スペース (東京都品川区小山 6-5-10、代表取締役 森田 廣幸、以下、「アド・スペース」という。) の紹介を受けたり、当社の黒字化に向けた対策の柱として、本件資金調達の資金使途に予定している、割当予定先が保有する事業の取得を提案されました。なお、割当予定先は当社の借入れ先である i・コンサルティングの実権者である旨、第三者調査機関であるレストルジャパン 21 株式会社 (東京都千代田区岩本町 1-6-7 代表取締役社長 石井 健) の調査報告書で確認しております。当社は割当予定先からの提案を慎重に検討した結果、本日 (平成 29 年 1 月 30 日) 付「株式会社渋谷肉横丁の株式取得 (子会社化) の基本合意書締結に関するお知らせ」にて公表のとおり、株式会社渋谷肉横丁 (東京都渋谷区宇田川町 36-2、代表取締役 國吉芳夫、塩田直彦、以下、「渋谷肉横丁」という。) の株式取得の基本合意書を締結し、子会社化することを決議しております。

渋谷肉横丁が実施する予定の事業（以下、「本事業」という。）は、若者が集まる「渋谷センター街」という好立地を生かし、年間約 40 万人が来店する集客力があり、当社はこの来店者数を当社の得意とする IT 技術に結びつけ、若者向けゲーム事業での集客基盤として活用を図るほか、実店舗を集めたオフラインの場である「肉横丁」にオンラインの「インターネット」を結びつけて効果的なマーケティングを行う 020※ 2 や店舗内にセンサを設置して IoT 利用の集客を推進していくなど新たな事業展開をすることにより、当社の事業とシナジー効果を発揮できると考えております。

本事業は、渋谷ちとせ会館との賃貸借契約を締結し、26 の区画に分割した上で各区画に入居する店舗とサブリース契約を締結することにより収益を得るサブリース事業を中核事業としており、平成 22 年 9 月に株式会社プロキューブ（東京都渋谷区宇田川町 36-2、代表取締役 塩田直彦、以下、「プロキューブ」という。）によって始められ、平成 28 年 6 月にゼクシンク株式会社（東京都品川区小山 1-8-8、代表取締役 鳥居厚志、以下、「ゼクシンク」という。）が譲り受けております。

割当予定先は平成 25 年 12 月にプロキューブの全株式を取得し、本事業をゼクシンクに移転した上で平成 28 年 8 月にゼクシンクの全株式を取得しておりました。平成 28 年 6 月にゼクシンクに本事業を移転したのは、本事業の店舗に入居している店子から店舗の施工業者に対するクレームがあり、ゼクシンク代表の鳥居厚志氏がこの種の対応にノウハウを持つため店子と施工業者との仲介を務めることを目的としていたとのことですが、この譲受けは前述の賃貸借契約及びサブリース契約における一方の主体をプロキューブからゼクシンクへ切り替えることにより行われ、割当予定先が支配株主となることを前提にゼクシンクへ本事業をが移転させることを目的としていたため、本事業の移転に伴う対価は発生させていないとのことです。

なお、現時点ではゼクシンクとのサブリース契約ではなく、プロキューブとの契約を残した上で、ゼクシンクとプロキューブで「賃貸借の地位の変更についての確認書」という確認書を取り交わしております。

移転後の平成 28 年 8 月にゼクシンクの株式は、i・コンサルティングが取得してから同日に、割当予定先が i・コンサルティングから取得しております。このような形を取ったのは、割当予定先がプロキューブの全株式を取得した後、割当予定先が支配する i・コンサルティングが渋谷肉横丁の事業を支援し成長させるための投資負担をしていた経緯があり、これが実質的に割当予定先の取得原価になるため、ゼクシンクからの株式譲受けは i・コンサルティングが行い、同日、i・コンサルティングが負担していた新店舗の出店費用や新店舗取得のための信用供与などの対価を別途事業譲渡代金とすることにより、割当予定先が将来、株式を第三者に売却するにあたっての取得原価を明確化する必要があったことから、i・コンサルティングと割当予定先の株式譲渡契約書には別途合意する事業譲渡の対価を記載する必要があったとのことです。

渋谷肉横丁の取得にあたっては、まず割当予定先を株主として渋谷肉横丁を設立した上で、本事業に係る主要な人材である本事業を立ち上げた塩田直彦氏（以下、「塩田氏」という。）が渋谷肉横丁の代表取締役の一人として就任しております。また、ちとせ会館との賃貸借契約、店子とのサブリース契約、直営店である川越肉横丁の委託契約についてはゼクシンク社の契約解除及び渋谷肉横丁による新規契約締結により切り替え、「肉横丁」の文字及びロゴマークに関する商標権は塩田氏から権利を譲渡し、関連する店舗内装資産などをゼクシンクとの譲渡契約により移し、それらが完了した後に取得する予定です。なお、関連する店舗内装資産などについては今後個別に特定を進めて行くこととしております。このような手法をとるのは、ゼクシンクは本事業以外にも事業を保有しているためゼクシンク社を取得する形にはできなかったこと、また、ゼクシンクの支配株主である割当予定先が、渋谷肉横丁を設立することにより、両社の支配株主が同一になるため、株主主導で本事業の移管を進められること、及び本事業の移管が確認できてから当社が取得できるようにするためです。なお、現在商標権は、塩田氏個人が保持しており、塩田氏とゼクシンクの間で使用許諾契約は存在せず、塩田氏との信頼関係によって許諾されております。このような形となっているのは、当該商標権は本事業に当然に含まれる権利であり、その対価は割当予定先がプロキューブを取得した際に塩田氏に支払い済みであるとの暗黙の合意があり、割当予定先は本事業の運営を塩田氏に任せていたため両者の信頼関係にもとづき商標権の手続きについては特に拘らなかつたからであるとのことです。今回、アクロディアが渋谷肉横丁を取得するにあたっては、そのような信頼関係に依拠するのではなく、あらかじめ当該商標権を無償で渋谷肉横丁に移転してから取得する考えです。当該商標

権を無償で渋谷肉横丁に移転することについては、塩田氏及び割当予定先から口頭で確認しております。

また、割当予定先は10百万円の資本金で設立した渋谷肉横丁を574百万円で売却することとなりますが、平成25年にプロキューブの全株式を取得して以降、本事業に必要な資金を投じるなど、本事業を支援してきております。また、本事業の価値は独立した第三者の算定書を入手した上で評価しておりますが、本事業のこれまでの集客実績を鑑みると、今後の事業成長の余地があり、574百万円との算定は合理性があるものと考えております。渋谷肉横丁には渋谷肉横丁の株式取得を前提として当社の取締役副社長の國吉芳夫が代表取締役として就任しており、本事業の渋谷肉横丁への移管を確認した上で取得することができると考えております。

なお、当社取締役副社長の國吉芳夫は取得予定先の代表取締役であるため、本件株式取得において利害関係者となるため、本日（平成29年1月30日）開催の当社取締役会決議には参加いたしません。

これらの事業展開を市場動向に合わせ機動的に進めていくと同時に、新たな事業の取得を積極的に進めていくことが、当社の今後の発展に大きく寄与するものであるため、後述の「調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、①借入金の返済資金、②新規事業の立ち上げに係る株式取得及び事業拡大投資資金、③さらなる事業拡大のための事業取得資金、④シナジーを見込める事業取得資金、⑤当社の運転資金の調達を行う必要があると判断いたしました。

本調達資金は上述の事業展開等を迅速に進め、事業基盤を強化することにより、黒字基調に至るまでの事業資金として充当する予定であります。

なお、当社は、平成28年5月30日に子会社の成長を加速するための資金並びに新規事業立ち上げに係る株式取得の資金を主目的とした第三者割当による新株式897,000株及び新株予約権20,585個（新株予約権1個につき目的となる株式は100株）を発行し、平成28年8月31日までに新株式の発行により337百万円、新株予約権の一部行使により159百万円の資金調達を行っており、当初の資金使途の通り、調達した資金は充当しておりますが、現時点（平成29年1月30日）において新株予約権による行使が進んでいないため、資金確保が遅れている状況にあります。

今後、前回の資金使途から変更となる場合には、改めて適時に開示いたします。

（2）本新株式及び本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、当社の経営戦略において当社が必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、複数の投資家候補の中から割当先を模索してまいりました。資金調達方法としては、銀行等の金融機関からの借入による負債性の資金からエクイティ性の資金まで、幅広く検討いたしました。代表的な方法として、銀行等の金融機関からの借入れや社債・転換社債の発行については継続企業の前段に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在している状況では難しく、割当予定先は安定株主となる事を希望しているため借入れのみの対応は難しい状況です。また早期の財務基盤の強化の観点からもエクイティ性の資金が望ましいこと、公募増資という方法は当社の現在の資金ニーズは比較的少額であるため、調達金額に比べてコストが高く、また、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数変動するMSCBや、資金調達額が変動するMSワラント等については、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、今回の資金調達については、①借入金の返済において時期と金額が確定した資金調達を行う必要があること、②今後の事業拡大に向け必要な資金を機動的に調達できること、③当社の自己資本比率が平成28年11月末で1.8%であることから、自己資本比率を早期に引き上げることにより財務基盤を強化する必要があること、④平成29年8月期第2四半期において純損失を計上する見込みである状況から、金利負担が少ない、又は不要な資金調達方法が望ましいこと等を総合的に勘案し、第三者割当の方法を選択いたしました。

本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式の発行により既に支払が確定している借入金の返済に対し確実な調達を図るとともに早期の事業成長戦略の実行を図ってまいります。当社としては借入金の返済資金等、支払金額が確定している支出については新株式の発行による確実な調達がより望ましいものの、本新株予約権の発行は、割当予定先の自己資金では必要とする金

額を全額一括で用意することができず、やむを得ず、一部を予約権による割当てとすることにし、当社に対し段階的に投資を行うことができるようにしたいとの割当予定先の意向を反映したものであり、また、本新株予約権は一度に大量の新株式が発行される可能性は低いいため、既存株式の希薄化が段階的に進む点では優位性があると判断しております。

(3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は266円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初か2,865,600株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「(8)その他」欄に記載のとおり、180%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。
- ③ 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「(8)その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は266円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から2,865,600株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。
- ② 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること
- ③ 上記の本新株予約権の主な特徴に記載のとおり、取得条項が付されております。

<デメリットとなる要素>

- ① 本新株予約権の行使が進んだ場合、2,865,600株、既存株式の希薄化が生じること
- ② 本新株予約権の行使請求期間である平成29年2月15日から平成30年2月14日までの1年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること
また、本新株予約権の行使に応じて資金調達が進むため、当初に満額の資金調達とはならないこと

既存の株主様には本新株式の発行及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

(注)

※1.020:Online to Offline。ネット上（オンライン）から、ネット外の実地（オフライン）での行動へと促す施策のことや、オンラインでの情報接触行動をもってオフラインでの購買行動に影響を与えるような施策。

※2.IoT:モノのインターネット（Internet of Things）。従来は主にパソコンやサーバー、プリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネットに、それ以外の各種家電製品、生活環境などの情報を取得する各種のセンサ等、さまざまな“モノ”を接続する技術。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

<本新株式>

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	300,021,400 円 (内訳) 本新株式の発行による調達資金 300,021,400 円
② 発行諸費用の概算額	本新株及び本新株予約権発行に係る諸費用 4,958 千円 うち、本新株式発行に係る諸費用 1,500 千円 (内訳) 登記費用 1,050 千円、調査費用 150 千円、その他諸費用 300 千円
③ 差引手取概算額	298,521,400 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 借入金の返済	200 百万円	平成 29 年 2 月
② 渋谷肉横丁の子会社化に要する株式取得資金、 デューデリジェンス費用	98.5 百万円	平成 29 年 2 月

① 借入金の返済

平成 28 年 11 月から平成 28 年 12 月までの当社グループの運転資金（取引先への支払、給与支払、役職員立替金の精算）、及び株式会社 Xio からのゲーム事業譲受対価の支払（50 百万円）を使途として i・コンサルティングから借入れた短期借入金 160 百万円、及び平成 29 年 1 月の当社グループの運転資金（取引先への支払、給与支払、役職員立替金の精算）、株式会社 Xio からのゲーム事業譲受対価の支払（25 百万円）を使途としてアド・スペースから借入れる予定の短期借入金 40 百万円の返済に充てたいします。この借入れは特に返済期日を定めておりませんが、資金調達ができた場合には返済するとの合意のもとに借入れております。なお、i・コンサルティングから借入れた資金の金主は割当予定先及び別会社であるとのことですが、金主からの借入金額及び利率等の条件、金主から直接でなく i・コンサルティングからの借入れとなった理由については確認できませんでした。なお、レストルジャパン 21 の調査報告により、i・コンサルティングの実権者は割当予定先であり渋谷肉横丁の 100%出資者である田邊勝己氏であると確認しておりますが、アド・スペースについては割当予定先との支配関係は認められません。また、調査報告からはその別会社は割当予定先のグループが取得したとも考えられるとのことですが、割当予定先からは資本関係を含め支配関係はないと聞いております。

② 渋谷肉横丁の子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用

現在渋谷肉横丁に係る事業を行うゼクシंकは、本事業を平成 28 年 6 月にプロキューブから譲り受け、店舗を賃貸し集客効果の高い店舗を転貸するサブリース事業と肉をテーマにした飲食店を集結した横丁をプロデュースする横丁事業を主に行っています。サブリース事業では、平成 22 年 9 月から渋谷で肉をテーマにした店舗を集めて営業している「渋谷肉横丁」を展開しており、年間約 40 万人の来店者数で推移しております。渋谷肉横丁は、本事業を当初から手がけてきたキーマンとなる塩田氏が渋谷肉横丁の代表取締役として、引き続き運営にあたることで、これまでの実績と経験に基づき、「肉横丁」事業の展開を全国に拡大していく予定です。さらに、約 40 万人の来店者に対し IT 技術を生かして囲い込む顧客戦略の構築のほか、実店舗を集めた「肉横丁」事業にインターネットを活用して効果的なマーケティングを実現する O2O 施策など新たな事業展開を推進します。また、渋谷肉横丁は、店舗近隣に渋谷肉横丁が経営するバー等を出店することで二次会利用等の集客につなげ、100 円ショップを肉横丁の店舗に併設することで、より収益率の高い事業構築を計画しています。また、当社の強みであるスマートフォン向けソリューションの構築力を活用してさらなる集客の強化を図るサービスを導入したり、逆に「渋谷肉横丁」の顧客基盤を当社のソーシャルゲーム等の集客に利用するなどの形で相互にシナジーを生むことが期待できると考えております。

当社は当社グループの業容を新たな市場に広げ、収益を確保するため、渋谷肉横丁の株式を取得し、子会社化するための基本合意書を締結することを本日開催の当社取締役会にて決議いたしました。本件第三者割当の

調達資金により、平成 29 年 2 月末日に渋谷肉横丁の株式を取得し、完全子会社化する予定です。

株式取得資金の金額 574 百万円につきましては、第三者算定機関による評価、相手先との交渉状況を勘案し、現在見込んでいる金額ですが、このうち株式取得資金の一部として 96.5 百万円を、また、デューデリジェンス費用として 2 百万円の、合計 98.5 百万円を充当いたします。本事業は、今後、当社グループの企業価値の向上に大きく寄与すると考えております。

(取得価格の算定根拠)

本件株式取得の算定については、当社がその公平性・妥当性を確保するために独立した第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren (東京都港区東麻布 1-15-6、代表取締役 小幡 治、以下「マクラレン」という。)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、本新株予約権の算定評価にかかる業務委託契約の他には重要な利害関係はありません。

渋谷肉横丁の価値の源泉は、事業が生み出すキャッシュフローにあると考えられるためDCF法による算定を採用しており、当社としてもDCF法は継続企業を前提とした将来の収益力や成長を反映した将来価値に対して総合的に判断できると考えられることから合理的であると判断しております。また、マクラレンの算定では、渋谷肉横丁の事業計画に対して業績の達成確率を加味した上でDCF法を適用しており、事業計画で高い成長を想定する3年目以降の売上が、その高い成長が満たされない不確実性を反映させた結果減少していくとの前提を置いた上で割引現在価値を見積もり、5年目以降の売上やキャッシュフローは大幅に減少するものとして継続価値を見積もる手法となっております。

この手法について、算定機関からは、算定対象会社の事業計画に係る背景や前提条件をヒアリングした結果、予想期間の1~2年目に関しては算定対象会社の持つ経験やノウハウから得られる確実性の高い事業計画として合意がされており、事業計画で採用された数値を額面通り採用していること、3年目以降の事業計画に関しては、その後の成長に直結する、立地条件の良い営業所の取得やそこに誘致するテナントの数と質が計画通りに実現できた場合に限り有効であり、変動や競争の激しい算定対象会社が所属する業種においては不確実性が伴うと認識しており(本事業の主担当者であるプロキューブの塩田氏もこの指摘に関して同意しています)、算定対象会社の事業計画を額面で採用せず、累乗近似法を用いて、予想期間の1~2年目の成長率を基に3年目以降の成長率を算出し、事業計画上の標準偏差を参照することにより、算定対象会社を取りうる3年目以降の業績の分布を定義し、事業計画で謳われている数値の達成確率を算出していること、3年目以降についても事業計画の額面通りの数値を採用せず、算定対象会社の事業計画に上記の達成確率を加味している為、算定対象会社の事業計画に係る予想キャッシュフローの割引現在価値の算定において採用される予想キャッシュフローはそれらの数値よりも小さなものとなっていること、算定対象会社を取りうる3年目以降の業績の分布に対して、事業計画で謳われている数値は、事業年度を重ねる度に達成し難いものとなる為、結果予想キャッシュフローが減少することになること、継続企業を前提とする為、予想期間の最終事業年度(5年目)を基に標準化されたキャッシュフローが、予想期間以降も継続して発生するという前提で、別途継続価値を求めていること、及び事業価値は、算定対象会社の事業計画に係る「キャッシュフローの割引現在価値」と「継続価値」の合計値として導かれるとの説明を受けております。

渋谷肉横丁の事業は、平成 28 年 6 月までプロキューブ、その後、ゼクシंकにおいて事業展開していたため、プロキューブ及びゼクシंकの財務数値を参照して、事業計画上のサブリース事業の売上高、売上原価、その他経費の算定根拠として利用しています。また、プロキューブからゼクシंकに対しては事業譲渡などの譲渡手続きは取っておらず、ゼクシंकに契約上の地位を譲渡することで行っており、その対価は発生しておりません。そのため、両者間における譲渡価格を参照することができません。算定の前提とした事業計画は、当社が渋谷肉横丁に係る事業の主担当者であるプロキューブの塩田氏に対してこれまでの実績及び事業構想をヒアリングし、その事業構想と実現性を評価しております。当社の資金を背景とすることで、好立地な場所に店舗を確保し、将来の店舗増加を見込んだ場合を想定し、新規に作成した事業計画であり、当社グループの子会社化を前提としております。その上で、マクラレンは、DCF法による算定過程で、前述の手法により、次のように事業計画を見積もっております。

マクラレンが算定過程で見積もった渋谷肉横丁事業計画

(百万円)

項目	平成 29 年 12 月期	平成 30 年 12 月期	平成 31 年 12 月期	平成 32 年 12 月期	平成 33 年 12 月期	以降
売上高	586	969	661	535	89	89
税引後 営業利益	43	67	57	53	10	10

その結果、DCF法によって算出された渋谷肉横丁の株式価値は、574 百万円（1 株当たり換算価値は 2,870 千円）の算定結果となっております。

当社は、マクラレンが算定過程で見積もった事業計画は、3 年目以降売上高や利益が大幅に減少することを前提としているが、このような手法は不確実性を伴う事業価値を算定する際には広く行われる手法となっており、5 年後には売上高及びキャッシュフローが急減しその後も同水準で推移するとの判定の元に算定した結果が 574 百万円であることを理解し、また、本事業が現在生み出している収益の中核である渋谷ちとせ会館との賃貸契約は平成 34 年 6 月までの長期にわたるものでその更新も特段の条件なく可能でありサブリース契約により転貸賃料差額による収益が確保され中長期的なサブリース事業の収益が期待できることなどを総合的に勘案して検討した結果である取締役会の経営判断は妥当であるとの独立役員の見意見を踏まえ、渋谷肉横丁の株式価値を 574 百万円と見積もることは合理的であると判断いたしました。

なお、市場環境の変化に応じて、合理的な範囲で事業計画の見直しを実施しておりますが、正式契約時まで継続して蓋然性について確認していく所存です。

本日別途開示しております「株式会社渋谷肉横丁の株式取得（子会社化）の基本合意書締結に関するお知らせ」とおり、渋谷肉横丁ブランドの知名度を背景に、平成 29 年 1 月以降に全国各地において好立地の店舗を確保し、好条件でのサブリースを展開していくことで事業計画が達成できるものと判断しております。

但し、株価低迷等によって権利行使が進まない場合は、運転資金の縮小や支出予定時期の見直しにより上記表どおりの収益があげられない可能性があります。

(子会社化対象の会社概要)

(1) 名 称	株式会社渋谷肉横丁	
(2) 所 在 地	東京都渋谷区宇田川町 36-2	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 國吉 芳夫 代表取締役 塩田 直彦	
(4) 事 業 内 容	不動産のサブリース、売買、賃貸、管理及び仲介、飲食店の経営	
(5) 資 本 金	10 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 29 年 1 月 16 日	
(7) 大株主及び持株比率	田邊 勝己 (100.0%)	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	本第三者割当に係る割当予定先が主要株主であります。
	人 的 関 係	当社取締役副社長 國吉芳夫は、当該会社株式の取得を前提に当該会社の代表取締役に就任しております。
	取 引 関 係	該当事項はありません。

(注) 1. 当該会社は平成 29 年 1 月 16 日に設立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。

なお、参考数値としては、当該会社設立前に事業を行っていたプロキューブ及びゼクシंकにおける肉横丁事業の業績概要は以下のとおりです。

プロキューブ（平成 27 年 8 月期の事業業績）

売上高 149 百万円

営業利益 27 百万円

プロキューブ（平成 28 年 8 月期における平成 27 年 9 月から平成 28 年 6 月の事業業績）

売上高 199 百万円

営業利益 41 百万円

ゼクシंक (平成 29 年 2 月期における平成 28 年 7 月から平成 28 年 11 月の事業実績)

売上高 146 百万円
営業利益 24 百万円

2. 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。

<本新株予約権>

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	770,101,344 円 (内訳) 本新株予約権の発行による調達資金 7,851,744 円 本新株予約権の行使による調達資金 762,249,600 円
② 発行諸費用の概算額	本新株及び本新株予約権発行に係る諸費用 4,958 千円 うち、本新株予約権発行に係る諸費用 3,458 千円 (内訳) 登記費用 2,708 千円、価額算定及び調査費用 450 千円、 その他諸費用 300 千円
③ 差引手取概算額	766,642,634 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 渋谷肉横丁の子会社化に要する株式取得資金	477.5 百万円	平成 29 年 2 月～平成 29 年 5 月
② 渋谷肉横丁子会社化後の事業拡大投資資金	100 百万円	平成 29 年 2 月～平成 30 年 1 月
③ シナジーを見込める事業取得資金	88.5 百万円	平成 29 年 2 月～平成 29 年 12 月
④ 当社の運転資金	100 百万円	平成 29 年 3 月～平成 29 年 5 月

(注) 上記手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から本新株予約権の発行諸費用 (3,458 千円) を差し引いた金額であります。

① 渋谷肉横丁の子会社化に要する株式取得資金

渋谷肉横丁の子会社化に要する株式取得資金に 477.5 百万円を充当します。

なお、本新株予約権の行使が進まず、予定通りの資金が調達できない場合には割当予定先から支払いの延期を承諾するとの条件で株式取得の基本合意書を締結しております。また、株式譲渡契約を締結した際の最初の支払いをもって全株式の所有権が移転したものとみなして完全子会社化を完了させ、支払いを延期した場合でも株式の所有権には制限を課さない方針であると口頭で確認しております。

② 渋谷肉横丁子会社化後の初年度の事業拡大投資資金

渋谷肉横丁子会社化後の事業拡大を推進し、事業計画を達成するための投資資金の一部として、当初 1 年間に投じる新規直営店・100 円ショップの開店のための設備投資 15 百万円、サブリース事業の店舗数を増やすための家賃の保証金や仕入等運転資金として 85 百万円の合計 100 百万円を充当します。これにより、サブリース事業の店舗数を増加させるほか、新規の直営店と 100 円ショップを開店いたします。

③ シナジーを見込める事業取得資金

当社は、継続して純損失を計上しており、早期の黒字化が急務となっております。渋谷肉横丁の子会社化に伴い、同社の中核ビジネスであるサブリース事業に加えて 50 百万円から 200 百万円程度の評価額が見込まれる収益不動産の取得により財務基盤を強化するとともに確実な賃料収益を得られる賃貸事業の追加を優先的に検討するとともに、当社グループが必要とする開発リソースの効率的な確保などでシナジーのある IT 関連事業の取得を検討しておりますが、取得を決定している案件は現時点では無く未定です。取得資金の算定につい

ては、不動産収益利回り、IT 事業のDCFなどを基礎として検討する予定ですが、取得資金の一部として88.5百万円を充当します。

④ 当社の運転資金

当社グループの運転資金の一部として100百万円を充当します。

(注1) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。

(注2) 本件資金調達スキームの特性上、当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があります。これにより、当社の事業の投資計画に悪影響が及ぶ可能性があります。但し、その際には、上記①乃至④の各充当資金のうち、確定債務として支払時期の到達するものから優先して充当することとした上で、上記資金使途に記載した支出の時期、金額を調整すること等の方法により対応する予定です。なお、当社は、割当予定先が新株予約権を順次行使していく方針である旨を口頭で確認しております。また、仮に行使が進まず運転資金等に支障をきたす場合には、割当予定先からの借入れの方法で対応する予定です。

(3) 資金使途の合理性に関する考え方

本件資金調達に併せて進めております株式会社渋谷肉横丁の完全子会社化は、新たな事業分野への進出となりますが、その基盤事業であるサブリース事業は比較的风险を抑えた形で収益を上げることができ、「渋谷肉横丁」として確立した看板を最大限に活用して全国展開及びインターネットを活用した「肉横丁」の新しいマーケティング手法の導入などにより、大きく成長させる余地があります。特に、当社の強みであるスマートフォン向けソリューションの構築力を活用してさらなる集客の強化を図るサービスを導入したり、逆に「渋谷肉横丁」の年間約40万人の集客実績のある顧客基盤を当社のソーシャルゲーム等の集客に利用するなどの形で相互にシナジーを生むことが期待できると考えております。これにより、新たな市場における事業開拓を行い、さらなる企業成長を図るものです。

当社は、本新株および新株予約権の発行により調達した資金を上記「調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当面の資金需要を満たし継続的に事業を行うとともに上記の当社成長戦略を実現し、これまで安定的な収益はあるものの成長に課題のあったプラットフォーム関連事業に市場成長が見込まれるBtoB向けのセキュリティ事業を加え、さらに新規事業の立ち上げを図ることにより、大幅な成長を同時に実現してまいります。

これにより、当社の収益機会を大幅に拡大するとともに、自己資本の充実が期待できると考えております。よって、上記の資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

4. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（平成29年1月27日）における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に0.93を乗じた金額である266円といたしました。

取締役会決議の前営業日における終値に0.93を乗じた金額を採用することといたしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、当社は継続企業の前提に関する事項の注記がある状況であり当社株式の価格変動が大きい状況の中で割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、割当予定先のディスカウントの意向も踏まえて協議を重ねた結果、決定されました。

新株式の発行価額は、本新株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（平成29年1月27日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である291円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して8.66%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同

様に計算しております。)同直前3ヶ月間の終値単純平均値である297円に対して10.52%、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である321円に対して17.07%のディスカウントとなる金額です。時価に近い価格である直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値であるディスカウント率は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、同直前3ヶ月間では概ね10%となっております。同直前の6ヶ月間は、10%を超えておりますが、平成28年8月期の決算発表前の株価であり、平成28年8月期末及び直近の平成29年8月期第1四半期の業績結果を反映した現在の株価と比較することは合理的ではないと考えておるため、新株式の発行価額は、より現在に近い直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値を優先して比較しており、有利発行には該当しないと判断しております。また、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案すると、当社の業容拡大及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達、当該ディスカウントを行っても事業戦略上不可欠であると考えております。

なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、監査役3名(うち社外監査役2名)が、本日開催の監査役会において審議し、当社は平成28年5月30日にて第三者割当による新株式及び新株予約権による資金調達を行っているが、その後の株価低迷により新株予約権の多くが未行使となっている状況であり、平成28年11月末日において連結の現金及び現金同等物の残高が27百万円となり、資金が必要な状況であること、また、本新株式の発行は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に概ね準拠しており、上述の考え方の下、特段の有利発行に該当しないことについて、監査役3名全員が合意した旨を本日開催の当社取締役会にて、表明しております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関であるマクラレンに依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、取得対象子会社(肉横丁)の公正価値評価に関する業務委託契約のほかには重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、媒介変数を以下のように置き、当社の株価(286円)、ボラティリティ(77.5%)、配当利回り(0%)、無リスク利子率(-0.3%)、行使期間(1年)、発行会社の行動(基本的に割当先の権利行使を待つものとする。取得条項については、当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、残存する新株予約権を2週間後に取得するものとする。)及び、権利行使の数量(1取引日当たり過去1年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高の約10%)に関して一定の前提を置き、当社の資金調達需要は株価と独立の事象でその確率は一樣に分散的であり、株式の流動性から売却可能株数を想定すること、株式処分コスト等を権利行使時のキャッシュフローから反映させること、ならびに評価基準日現在の市場環境等を考慮して、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、この評価(本新株予約権1個あたり274円)を妥当として、本新株予約権1個の払込金額を金274円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成29年1月27日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に0.93を乗じた(266円)に相当する金額としました。

なお、本新株予約権の発行につきましては、本日開催の当社取締役会にて監査役3名(うち社外監査役2名)が、本日開催の監査役会において審議の結果、特に有利発行に該当しないことについて監査役3名全員が合意した旨を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関であるマクラレンが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮

して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新規発行株式数 1,127,900 株（議決権数 11,279 個）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 2,865,600 株（議決権数 28,656 個）を合算した株式数は、3,993,500 株（議決権数 39,935 個）であり、平成 29 年 1 月 30 日現在の当社発行済株式総数 16,038,193 株及び議決権数 160,365 個を分母とする希薄化率は 24.90%（議決権ベースの希薄化率は 24.90%）に相当します。

そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を上述の「調達する資金の具体的な用途」とおり、①借入金の返済、②渋谷肉横丁の子会社化に要する株式取得資金、デューデリジェンス費用等、③渋谷肉横丁子会社化後の事業拡大投資資金、④シナジーを見込める事業取得資金、⑤当社の運転資金に充当する予定であります。そして、これによる自己資本の増強及び財政状態の安定化は、当社の業績回復につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

また、当社株式の過去 6 ヶ月間（平成 28 年 7 月～平成 28 年 12 月）における 1 日当たり平均出来高は 204,015 株であり一定の流動性を有していること、及び当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、市場に過度の影響を与える規模ではないと考えております。

したがって、本第三者割当による当社株式及び新株予約権の行使により発行される株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

5. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

a 割当予定先の概要

氏名	田邊 勝己
住所	東京都千代田区
職業の内容	弁護士

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	<p>割当予定先は、本件資金使途の株式取得対象会社の 100%株主であります。また、本新株予約権の行使が進まず、当社に資金需要が発生した場合の借入予定先でもあります。</p> <p>割当予定先は、当社の借入先である i・コンサルティングの実権者である旨、レストルジャパン 21 の調査報告書で確認しております。</p> <p>なお、当社が i・コンサルティングから借入れた資金の金主は割当予定先及び別会社であるとのことですが、金主からの借入金額及び利率等の条件、金主から直接でなく i・コンサルティングからの借入れとなった理由については確認できませんでした。なお、レストルジャパン 21 の調査</p>

	報告では、割当予定先のグループがその別会社を取得したとも考えられるとのことですが、割当予定先からは資本関係を含め支配関係はないと聞いております。
技術または取引関係	該当事項はありません。

※当該割当予定先は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先となっております。

なお、当社は、割当予定先である田邊勝己氏と直接面談・ヒアリングを実施し、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しております。また、第三者調査機関であるレストルジャパン 21 に調査を依頼いたしました。そして、同社の保有する一般的に入手することが不可能な反社関係情報が蓄積されたデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による割当予定先に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、割当予定先が特定団体等と関わりがないものと判断しております。

以上から総合的に判断し、割当予定先については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先である田邊勝己氏は、当社が経営に関するコンサルティングを依頼している株式会社 JPS（東京都千代田区三崎町 2-6-8 大室ビル）の代表取締役である田中勝真氏から資金調達に関して紹介を受け、平成 28 年 11 月頃から、資金調達の相談を通じて、増資を引き受けて頂くことを前提とし返済期限の定めのない短期的な資金支援、早期の黒字化転換及び再成長の基盤となる買収先の候補として、本資金調達の資金使途となる、割当予定先が保有する事業などの提案を受けておりました。その結果、当社の事業内容をご理解いただき、経営方針にも賛同いただいた上、当社株式について長期保有の方針で、出資の意向を受けました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先の保有方針に関しましては、本新株式の発行により取得する当社株式について、長期保有の方針とのことであります。割当予定先からは、当社の事業の進捗状況等を鑑み新株予約権の行使を積極的に進めることを検討し、その行使に要する資金の一部を得るために行使によって発行された当社新株式を売却する可能性があること、その株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨確認しております。なお、割当予定先は、本新株式については長期保有の方針であり、新株予約権の行使で取得した株式については一部を売却して行使資金の一部にあてる可能性があります。それ以外は長期保有の方針であることを割当予定先より口頭で確認しております。

なお、当社は、本新株式の割当予定先より、本新株式の発行日である平成 29 年 2 月 15 日から 2 年以内に、割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込み、及び今後の本新株予約権の行使に必要な資金を自己資金により調達すると聞いております。財産については、割当予定先から預金通帳の写しを受領の上確認し、そのうち定期預金については払込みに際し解約可能な旨を口頭で確認いたしました。本新株式発行及び本新株予約権発行に係る資金は十分な財産を有することを確認し、また新株予約権の行使に係る資金については一定の財産を有することを確認し、基本的には自己資金を充当しますが、売却した当社株式を行使資金の一部に充てる可能性がある旨確認しており、財産確認として問題ないと判断しました。

なお、基本的に当社株式について長期保有の方針ではありますが、行使に要する資金の一部については、本新株予約権行使で取得する当社株式の売却によって調達する場合もあるとのことであり、財産確認として問題ないと判断しました。

6. 募集後の大株主及び持株比率

(新株式の発行後)

募集前（平成28年8月31日現在）		募 集 後	
株式会社和円商事	5.10%	田邊 勝己	6.57%
日本証券金融株式会社	3.37%	株式会社和円商事	4.77%
堤 純也	2.75%	日本証券金融株式会社	3.15%
松田 純弘	2.73%	堤 純也	2.57%
KDD I 株式会社	2.68%	松田 純弘	2.55%
株式会社 SBI 証券	2.21%	KDD I 株式会社	2.51%
株式会社バンダイナムコホールディングス	1.87%	株式会社 SBI 証券	2.07%
松井証券株式会社	1.46%	株式会社バンダイナムコホールディングス	1.75%
楽天証券株式会社	0.87%	松井証券株式会社	1.36%
ジョー ケビン	0.83%	楽天証券株式会社	0.81%

(新株式の発行及び新株予約権が全て行使された後)

募集前（平成28年8月31日現在）		募 集 後	
株式会社和円商事	5.10%	田邊 勝己	19.94%
日本証券金融株式会社	3.37%	株式会社和円商事	4.08%
堤 純也	2.75%	日本証券金融株式会社	2.70%
松田 純弘	2.73%	堤 純也	2.20%
KDD I 株式会社	2.68%	松田 純弘	2.19%
株式会社 SBI 証券	2.21%	KDD I 株式会社	2.15%
株式会社バンダイナムコホールディングス	1.87%	株式会社 SBI 証券	1.77%
松井証券株式会社	1.46%	株式会社バンダイナムコホールディングス	1.50%
楽天証券株式会社	0.87%	松井証券株式会社	1.17%
ジョー ケビン	0.83%	楽天証券株式会社	0.69%

(注) 1. 持ち株比率は、平成28年8月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2. 持ち株比率は、小数点第3位を四捨五入しております。

3. 今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の持株比率の割合については、平成28年8月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

7. 今後の見通し

本件による当期業績に与える影響については現在精査中であり、判明次第速やかにお知らせいたします。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しませんが、本件第三者割当の希薄化が24.90%と高いため、当社の独立役

員である社外取締役 加藤隆哉、社外監査役 高畑完正、社外監査役 尾原和人より、以下の意見を取得しております。

独立役員は、本第三者割当増資による本新株式及び本新株予約権の発行を実施することの必要性及び相当性について検討を実施いたしました。独立役員は、かかる検討を実施するに当たり、検討に必要な資料を収集し、本第三者割当増資の発行の目的及び内容について経営陣に対してヒアリングを実施し、本新株式及び本新株予約権の発行が既存株主に与える影響について、有利発行の該当性なども含めて検討を実施いたしました。

独立役員は慎重に検討を行った結果、本第三者割当増資による本新株式及び本新株予約権の発行については、最大で 24.90%の希薄化が発生する可能性はあるものの、本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められるとの意見書を当社取締役会に提出いたしました。

＜独立役員の見書（要約）＞

以下の諸事情を勘案すると本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められる。

1. 当社の現状と資金調達必要性

- ①当社は、平成28年5月30日付にて第三者割当による新株式及び新株予約権による資金調達を行っているが、その後の株価低迷により新株予約権の多くが未行使となっている。また、平成28年11月末日において連結の現金及び現金同等物の残高が27百万円となり、その後の運転資金として短期借入金による資金調達を実施してきた。しかしながら、借入金の返済と運転資金の確保が経営の安定性と企業の継続性の観点から必須である。
- ②当社の既存事業だけでは成長速度に限界があり、新規事業の展開を進めることによる黒字化の早期達成が不可欠であるため、成長資金として資金が必要な状況である。

2. 本件第三者割当による資金調達の相当性

- ①現在までの経営成績と継続企業の前提に重要な疑義が存在している状況下では、金融機関からの新たな借入等による資金調達は極めて厳しい。また、同様の観点から公募増資による安定的な資金調達も極めて困難な状況である。
- ②短期借入金の返済と今後の運転資金の確保が企業継続の必須条件である。
- ③本件第三者割当により発行される新株式の発行価格は、前日終値の93%と日本証券業協会の第三者割当増資の取扱いに関する指針に適合している。
- ④新株予約権の評価は、第三者算定機関であるマクラレンによって算出されており、発行価額は公正かつ妥当であると考えられる。
- ⑤本件第三者割当により発行される新株式 1,127,900 株は、当社株式の保有割合は 7.03%であり、また、新株予約権が全て行使された場合に交付される株式 2,865,600 株は、17.87%となる見込みである。割当予定先の保有方針は、本新株式については長期保有の方針であり、新株予約権の行使で取得した株式については一部を売却して行使資金の一部にあてる可能性があるが、それ以外は長期保有の方針であるとの意向を受けており、安定株主として今後の経営に安定性をもたらすことが期待できる。
- ⑥本件第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の行使により、最大24.90%の希薄化が生じることになるが、資金使途にあるように調達資金を有効活用することは、企業価値向上させること、ひいては当社の既存株主の利益向上に資するものと考えられる。

また、独立役員は、渋谷肉横丁の株式取得にあたって、株式価値の合理性についても相当性が認められるとの意見を当社取締役会に提出した。

＜独立役員の見書（要約）＞

当社は平成 29 年 1 月 30 日付取締役会決議で「株式会社渋谷肉横丁の株式取得」を予定しているが、当社が取得を予定している渋谷肉横丁の価値の源泉は、事業が生み出すキャッシュフローにあると考えられるためDCF法による株価算定を採用しているが、当社としてもDCF法は継続企業を前提とした将来の収益力や成長を反映した将来価値に対して総合的に判断できると考えられることから合理的であると判断している。

また、第三者算定機関であるマクラレンの算定では、渋谷肉横丁の事業計画に対して業績の達成確率を加味した上でDCF法を適用しており、事業計画で高い成長を想定する3年目以降の売上が、その高い成長が満たされない不確実性を反映させた結果減少していくとの前提を置いたうえで割引現在価値を見積もり、5年目以降の売上やキャッシュフローは大幅に減少するものとして継続価値を見積もる手法となっているが、このような手法は不確実性を伴う事業価値を算定する際には広く行われる手法となっており、その手法により算定した結果が574百万円であることを理解している。

但し、現在の収益事業としての中核である、ちとせ会館（所有者 東光不動産㈱）との賃貸借契約は、平成34年6月までの長期にわたるもので、賃貸借契約書第3条（契約期間及び契約更新）各項において、当社にとっての不利な条件がなく更新可能となっており、各テナント（飲食店）とのサブリース契約も確認している。以上の事から転貸賃料差額による収益が確保され、中長期的に安定した不動産転貸事業の収益が期待できることを確認した。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成26年8月期	平成27年8月期	平成28年8月期
売上高	3,204百万円	1,514百万円	2,280百万円
営業利益	△387百万円	△866百万円	△330百万円
経常利益	△386百万円	△877百万円	△368百万円
当期純利益	△430百万円	△748百万円	△504百万円
1株当たり当期純利益	△35.53円	△54.66円	△34.02円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	1.24円	—	20.73円

※平成27年8月期は期末時点において連結子会社を有していないため連結貸借対照表は作成しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年8月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	16,038,193株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	5,236,100株	32.65%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—

（注）上記潜在株式数は第三者割当て発行した新株予約権及び当社役員向けのストックオプションの数値であります。

なお、上記5,236,100株のうち、本日（平成29年1月30日）付「新株予約権の消却に関するお知らせ」公表のとおり、第4回乃至第6回新株予約権(1,500,000株)を平成29年1月30日付で消却しております。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年8月期	平成27年8月期	平成28年8月期
始値	49,500円	432円	614円
高値	71,900円 ※468円	2,292円	678円
安値	26,000円 ※207円	237円	228円
終値	408円	578円	366円

- (注) 1. 当社は平成 25 年 10 月 29 日開催の当社取締役会決議に基づき、平成 26 年 3 月 1 日付で 1 株につき 100 株の株式分割を行っております。
2. ※印は、株式分割（平成 26 年 3 月 1 日、1 株→100 株）による権利落ち後の最高・最低株価を表示しております。

② 最近 6 か月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	385	318	369	341	333	305
高 値	398	414	414	365	335	314
安 値	312	287	326	328	260	268
終 値	324	366	336	335	301	287

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 29 年 1 月 27 日
始 値	290 円
高 値	290 円
安 値	286 円
終 値	286 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	平成 26 年 11 月 6 日
調 達 資 金 の 額	199,989,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1 株につき 270 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	12,638,747 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	740,700 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	13,379,447 株
割 当 先	当社代表取締役社長 堤 純也
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① スマートフォン向けゲーム(複数)の事業資金 140 百万円 ② プラットフォームソリューションの事業資金 58.7 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 26 年 11 月～平成 27 年 2 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	スマートフォン向けゲーム(複数)の事業資金として 140 百万円、プラットフォームソリューションの事業資金として 58.7 百万円を充当いたしました。

・第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	平成 27 年 8 月 6 日
調 達 資 金 の 額	199,989,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1 株につき 270 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	14,034,193 株
当 該 募 集 に よ る	350,000 株

発行株式数	
募集後における発行済株式総数	14,384,193株
割当先	EVO FUND
発行時における当初の資金使途	①プラットフォームソリューション事業の展開に係る資金 114百万円 ②コンテンツサービス事業の展開に係る資金 54百万円 ③シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金 63百万円
発行時における支出予定時期	平成27年8月～平成28年2月
現時点における充当状況	当初の資金使途に従いプラットフォームソリューション事業の展開に係る資金114百万円およびコンテンツサービス事業の展開に係る資金54百万円、シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金63百万円を充当いたしました

・第三者割当による第4回乃至第6回新株予約権の発行

割当日	平成27年8月6日
発行新株予約権数	1,500,000個 第4回 600,000個 第5回 500,000個 第6回 400,000個
発行価額	4,230,000円(第4回新株予約権1個当たり4.4円、第5回新株予約権1個当たり2.3円、第6回新株予約権1個当たり1.1円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	1,597,200,000円(差引手取概算額) (内訳) 新株予約権発行分 4,230,000円 新株予約権行使分 1,597,200,000円
割当先	EVO FUND
募集時における発行済株式数	14,034,193株
当該募集による潜在株式数	1,500,000株(本新株予約権1個につき1株) 第4回 600,000株 第5回 500,000株 第6回 400,000株
現時点における行使状況	現時点において、行使実績はありません。
現時点における調達した資金の額(差引手取概算額)	現時点において、行使実績はありません。
発行時における当初の資金使途	①プラットフォームソリューション事業の展開に係る資金 142百万円 ②コンテンツサービス事業の展開に係る資金 346百万円 ③シナジー効果が見込める事業の取得に係る資金 1,108百万円
現時点における充当状況	現時点において、行使実績はありません。

・第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	平成 28 年 5 月 30 日
調 達 資 金 の 額	337,423,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1 株につき 379 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	14,506,193 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	897,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	15,403,193 株
割 当 先	株式会社和円商事 527,000 株 松田純弘氏 263,800 株 吉澤弘晃氏 105,500 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	①ゲーム事業譲受の対価・関連諸費用・運転資金 100 百万円 ②ネクスト・セキュリティ株式会社の成長を加速するための運転資金・開発投資資金 21 百万円 ③新規事業立ち上げに係る株式取得資金 90 百万円 ④当社の運転資金 126 百万円
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成 28 年 5 月～平成 28 年 7 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当初の資金使途に従い資金を充当いたしました

・第三者割当による第7回新株予約権の発行

割 当 日	平成 28 年 5 月 30 日
発 行 新 株 予 約 権 数	20,585 個
発 行 価 額	12,598,020 円 (本新株予約権 1 個当たり 612 円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	852,466,020 円 (差引手取概算額 847,176,020 円) (内訳) 新株予約権発行分 12,598,000 円 新株予約権行使分 839,868,000 円
割 当 先	イー・エム・アイ株式会社 588,200 株 (5,882 個) 松田純弘氏 735,200 株 (7,352 個) 株式会社和円商事 490,100 株 (4,901 個) 岡田努氏 245,000 株 (2,450 個)
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	14,506,193 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	2,058,500 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	現時点において、390,000 株 (3,900 個) 行使されております。
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	現時点において、159,120,000 円調達しております。
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① ゲーム事業譲受の対価 186 百万円 ② ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金・開発投資資金 182 百万円

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 新規事業立ち上げに係る株式取得資金及び運転資金 90 百万円 ④ 新規ゲームの開発・初期プロモーション資金 348 百万円 ⑤ 当社の運転資金・ソリューション事業の開発投資資金 41 百万円
現時点における 充 当 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ① ゲーム事業譲受の対価 88 百万円 ② ネクスト・セキュリティ社の成長を加速するための運転資金・開発投資資金 30 百万円 ⑤ 当社の運転資金・ソリューション事業の開発投資資金 41 百万円 <p>に充当しております。</p>

10. 発行要項

<新株式>

発行要項

- | | | |
|----|------------------|--|
| 1. | 募集株式の種類 | 普通株式 |
| 2. | 募集株式の数 | 1,127,900 株 |
| 3. | 発行価額 | 1 株につき 266 円 |
| 4. | 発行価額の総額 | 300,021,400 円 |
| 5. | 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 1 株につき 133 円
資本準備金 1 株につき 133 円 |
| 6. | 申込期日 | 平成 29 年 2 月 15 日 |
| 7. | 払込期日 | 平成 29 年 2 月 15 日 |
| 8. | 募集の方法 | 第三者割当の方法により、以下のとおり、株式を割り当てる。
田邊 勝己氏 1,127,900 株 |
| 9. | 払込取扱場所 | 東京都目黒区上目黒一丁目 24 番 11 号
株式会社みずほ銀行 中目黒支店 |
10. (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

<新株予約権>

株式会社アクロディア
第8回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アクロディア第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金7,851,744円
3. 申込期日及び割当日 平成29年2月15日
4. 払込期日 平成29年2月15日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てる。

田邊 勝己 本新株予約権 28,656個
(その目的となる株式 2,865,600株)

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 2,865,600株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)項及び第(3)項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
- ただし、本新株予約権の割当日後、第10項に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 28,656個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金274円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、266円とする。ただし、但し、行使価額は第10項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ②株式分割により普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。
 - ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
 - ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の合併、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6)行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
平成29年2月15日から平成30年2月14日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。
なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個当たり274円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第18項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第18項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第19項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社アクロディア

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 中目黒支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第16項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付

する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上